

岩手県告示第947号

物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和58年岩手県告示第1329号。以下「規程」という。）第2条第1項の規定により、物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準等を次のように定め、平成26年1月6日から施行し、物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間（平成10年岩手県告示第1114号）は、廃止する。

平成25年12月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 競争入札参加資格基準

- (1) 法令の規定により許可、指定、登録等（以下「許可等」という。）を必要とする業種にあつては、これを受けていること。
- (2) 規程第8条第1項の規定に基づき資格の取消しの処分を受けた者にあつては、その処分の期間を経過するまでの間は、規程第2条第1項に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）を受けることができない。

2 資格審査の申請の方法

(1) 提出書類

ア 別に定める様式による物品購入等競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

イ 別に定める様式による物品購入等競争入札参加資格審査調書

ウ 別に定める様式による債権債務者登録票

エ 法令の規定により許可等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けていることを証する書面

オ 登記事項証明書（個人にあつては、営業証明書）

カ 納税証明書

(ア) 県内に事務所又は事業所を有する者

a 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条各号に掲げる税目の納税証明書

b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税の納税証明書

(イ) 県内に事務所又は事業所を有しない者

a 申請日の属する年の直前1年間における所得税又は法人税の納税証明書

b 申請日の属する年の直前1年間に納付した消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 別に定める様式による印刷設備保有状況等調書（印刷物類に係る資格審査を受けようとする者に限る。）

ク 別に定める様式による暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

ケ 法人にあつては申請日の属する年の前年の決算期に作成した営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書をいう。以下同じ。）、個人にあつては申請日の属する年の前年の所得に係る確定申告書の写し

コ ISO14001認証を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し

サ 別に定めるところによるいわて地球環境にやさしい事業所認定を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し

シ 別に定めるところによるいわて子育てにやさしい企業等認証を取得している者にあつては、当該取得に係る証明書の写し

ス 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条の規定により障害者雇用状況報告書を公共職業安定所の長に提出している者にあつては、当該障害者雇用状況報告書の写し

(2) 申請書等の作成に用いる言語等

ア 申請書、債権債務者登録票及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の提出書類であつて外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 金額欄については、日本円の金額を記載すること。外国通貨を換算するときは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により本邦の通貨に換算した額を記載すること。

(3) 提出場所及び方法 別表の左欄に掲げる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。ただし、県内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、岩手県出納局又は同欄に掲げる提出場所のいずれかに提出すること。

(4) 提出部数 1部

3 資格審査の結果の通知 資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

4 提出書類記載事項の変更届 申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があつたときは、その都度、別に定める様式による物品購入等競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 事務所又は事業所の所在地

(3) 代表者又はその代理人

(4) 役員

(5) 電話番号又はファクシミリ番号

(6) 金融機関名、口座番号又は口座名義人

(7) その他営業内容についての重要事項

別表

事務所又は事業所の所在地	提出場所
盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	盛岡広域振興局経営企画部
花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	県南広域振興局総務部
釜石市 上閉伊郡	沿岸広域振興局経営企画部
宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち野田村及び洋野町	県北広域振興局経営企画部
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター

備考1 県内に事務所又は事業所を2以上有する場合は、次によること。

(1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、この表の左欄に掲げる主たる事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。

(2) 県外に主たる事務所又は事業所を有する申請者にあつては、この表の左欄に掲げる県内の事務所又は事業所の所在地の区分に応じ、同表の右欄に掲げる提出場所に提出すること。

2 提出場所が県南広域振興局総務部の場合にあつては、次の場所に提出することができる。

(1) 県南広域振興局総務部花巻総務センター

(2) 県南広域振興局総務部一関総務センター

(3) 県南広域振興局土木部北上土木センター

(4) 県南広域振興局土木部遠野土木センター

(5) 県南広域振興局土木部千厩土木センター